ACSES ニュースレター_２４３５号（2023 年１月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（34 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇大学の実験施設で火事…“農業のインターネット化”研究　ハウスに熱送る木材チップの隅々まで火が…<放送報道>
◇大分市の日本文理大学 キャンパス内にある倉庫２棟が全焼／日本文理大学で倉庫２棟焼ける火事　けが人なし　大分<放送報道>／本学敷地内における火災発生について（お詫び）<日本文理大学>
◇アルミニウムのリサイクル工場で火事 6 人けが 三重 亀山／同じ工場で前日も…アルミニウム工場で火事 6 人搬送 2 人は全身ヤケド等の重傷 粉塵にバーナーの火が引火か<放送報道>／工場火災で 6 人けが　うち 2 人重症　三重・亀山<新聞報道>
◇化学薬品工場で火災　ガス漏れ疑い一時避難も　静岡・吉田町　１２月３０日発生／工場で異臭…ガス漏れの可能性もあるとして半径 200 メートルに避難呼びかけ　静岡・吉田町<放送報道>
◇防音トンネル火災 5 人死亡、韓国　トラックから延焼、有毒ガスも<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・賞味期限 180 年誤り回収、山形　ブドウ果汁「2203 年 12 月」<Web 報道>
・中国産ゴボウを国産と偽装か　10 年超、鹿児島の青果会社<Web 報道>
・帝京大、ハラスメントで教授を諭旨解雇　「女子は基本的に採用」発言<新聞報道>／本学教員の懲戒処分とお詫び<帝京大学>
・SNS で女子学生になりすまし、「監視」思わせる文面送信　教授処分<新聞報道>
・教員 5897 人、精神疾患で休職　過去最多、コロナ影響か<Web 報道>
・労働基準関係法令違反に係る公表事案<厚生労働省>
◇事故、事件の続報
・【今年都内最大の被害】従業員らが消火試みるも消しきれず避難　墨田区の化学工場大規模火災
◇事故・事件対策、措置、訴訟等<放送報道>
・救急搬送困難、最多 6800 件に　8 月の感染「第 7 波」超え<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[土砂崩れ対策]
・降雨なし、直近の地震なし　なぜ山形県鶴岡市の土砂崩れは起きたのか<新聞報道>
[原子力施設全般]
・原子力推進側との面談記録「今後は作成を」　規制委員長が指示<新聞報道>／経産省との面談記録も公開　規制委、原発制度検討巡り<Web報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスコミ報道

福寿草（フクジュソウ、側金盞花、献歳菊、元日草（ガンジツソウ））

[3] 令和３年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について<環境省>
[4] フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からの フロン類の充填量及び回収量等の集計結果(令和３年度分）について<経済産業省>
[5] バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 212 号）<官報>

[6] 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第 1310 号）〈官報〉
[7] 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第 1312 号）〈官報〉
[8] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 406 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第 174 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項に規定する医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報の提供の方法を定める省令（厚生労働省令第 178 号）〈官報〉
◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 377 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 378 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 380 号）〈官報〉
[9] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2149 号）〈官報〉
◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 2150 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2151 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 2152 号）〈官報〉
[10] 廃棄物関係
◇放置自転車が自然と同化する筑波大？　年 800 台置き去り、再利用へ〈新聞報道〉
[11] 温暖化対策関係
◇二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第 1301 号）〈官報〉
◇再生エネ、雇用1270万人　気候変動で転換加速、2021年〈Web報道〉
◇メタン削減、日本が主役に　ガス輸入大国の責任、米環境団体の提言〈新聞報道〉
◇天ぷら油を航空燃料に　脱炭素化へ、原料「争奪戦」〈Web報道〉
◇岩谷産業、水素バーナーを発売　選べる混焼比率で移行促す〈Web報道〉
[12] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催記録、報告、資料等］　１件
[14] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇薬物関係：１件
[付録]
◇エール大学の実験室で学生死亡事故〈学術誌　バックナンバー〉
◇「ゆるい職場」は悪か？若手・上司に知ってほしい“キャリア不安”の解決策〈Web 報道〉
◇“クワイエットアワー”少しずつ広がる取り組み　「クワイエットアワー」ということば、ご存じでしょうか。〈放送報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇大学の実験施設で火事…“農業のインターネット化”研究　ハウスに熱送る木材チップの隅々まで火が…

＜KUTV テレビ高知　2022 年 12 月 30 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/5c329dab234b3f6c452e42d0c5a69f18c18e0d54

12月30日未明、高知県香美市の高知工科大学・香美キャンパスで、実験用の施設が焼ける火事がありました。けが人はいません。

火事があったのは高知工科大学・香美キャンパスで、警察によりますと、30日の午前1時30分ごろ、近くの住民から「倉庫が燃えている」と通報がありました。火が出たのは、ハウス園芸をインターネットで管理する「IOP」についての実験を行う施設で、約3時間後に消し止められましたが、木材のチップを保管していた倉庫や機械などが全焼しました。火事によるけが人はいません。

警察によりますと、この実験施設では、木材のチップを燃やして農業用ハウス内に熱を送っていて、出火当時は、チップを燃やす機械を稼働させていたということです。警察が実況見分を行い、火事の詳しい原因を調べています。

◇大分市の日本文理大学 キャンパス内にある倉庫２棟が全焼

＜ＯＢＳ大分放送　2022 年 12 月 31 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/obs/258209

https://news.yahoo.co.jp/articles/bd83c67bd3767ac9c4bf6e6c33c35ea50352d389

今月30日の夜、大分市の日本文理大学で倉庫2棟が全焼する火事がありました。けが人はいませんでした。

今月30日午後10時半前、大分市一木の日本文理大学の構内にある倉庫から出火しました。火はおよそ3時間半後に消し止められましたが、2階建てのプレハブ倉庫2棟が全焼しました。

警察によりますと、出火元となった倉庫には机やイスなどを保管していたということです。

この火事によるけが人はなく、大学の他の施設に被害は確認されていません。警察と消防が出火原因を調べています。

・日本文理大学で倉庫２棟焼ける火事　けが人なし　大分

＜TOS テレビ大分　2022 年 12 月 31 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/465639

https://news.yahoo.co.jp/articles/493eee25da37cd6ba14302a7fbad2a5bdd695c75

３０日夜、大分県大分市の日本文理大学で倉庫２棟が全焼する火事がありました。 この火事によるけが人はいません。

火事があったのは大分市一木の日本文理大学の構内です。警察などによりますと、３０日午後１０時２０分ごろ、「敷地内にある倉庫が燃えている」と大学の警備担当者から１１９番通報がありました。 火は通報からおよそ３時間半後に消し止められましたが、プレハブ２階建ての倉庫２棟およそ４８０平方メートルが全焼しました。 けが人はおらず、大学の他の施設に延焼はありません。 出火元となった倉庫には机や椅子などが保管されていたということです。 警察と消防は合同で実況見分を行い、出火原因を調べています。

今回の火事について、日本文理大学はホームページで「周辺住民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまには多大なご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後は、原因の調査結果を踏まえ、一層の防火および安全管理を徹底し、再発防止に努めて参ります」とコメントしています。

・本学敷地内における火災発生について（お詫び）

＜日本文理大学　2022 年 12 月 31 日＞

https://www.nbu.ac.jp/topics/post.php?167245383810682=1=1

12 月 30 日（金）22:00 頃、本学敷地内のプレハブ倉庫にて火災が発生しました。消防による消火活動が行われ、12 月 31 日（土）2:00 頃に鎮火が確認されました。

この火災による負傷者はおりません。また、他の建物の被害等も確認されていません。

発生原因については、消防署等により現在調査中です。

周辺住民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまには多大なご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後は、原因の調査結果を踏まえ、一層の防火および安全管理を徹底し、再発防止に努めて参ります。

◇アルミニウムのリサイクル工場で火事 6人けが 三重 亀山

＜NHK　2022年12月29日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221229/k10013937821000.html

29日午前、三重県亀山市にあるアルミニウムのリサイクル工場で火事があり、作業をしていた6人がやけどなどのけがをして病院で手当てを受けています。

29日午前11時すぎ、亀山市川崎町にある「大紀アルミニウム工業所」の亀山工場で「粉じん爆発が発生した」と、作業員から消防に通報がありました。

火はおよそ3時間後に消し止められましたが、警察によりますと、工場の中で作業をしていた6人がやけどなどのけがをして病院に搬送され、手当てを受けているということです。

詳しいけがの程度は分かっていませんが、全身にやけどをした人がいるという情報もあるということです。29日、この工場は稼働していませんでしたが、メンテナンスや掃除の作業が行われていたということで、警察と消防が火事の詳しい原因を調べています。

一方、警察によりますと、この工場では、28日も別の棟でアルミニウムの粉じんにバーナーの火が引火し、およそ1700平方メートルが焼ける火事が起きたということです。

・同じ工場で前日も…アルミニウム工場で火事 6人搬送 2人は全身ヤケド等の重傷 粉塵にバーナーの火が引火か

＜東海テレビ　2022年12月29日＞　https://www.tokai-tv.com/tokainews/article_20221229_24182

29日午前、三重県亀山市の工場で火事があり、従業員など男性6人が搬送され、このうち2人が重傷を負いました。

29日午前11時10分ごろ。亀山市川崎町のアルミニウム工場で「大きな音がして、煙が出ている」と通りがかった女性から110番通報がありました。

消防が駆けつけ、火はおよそ3時間後に消し止められましたが、工場内のベルトコンベアや床などおよそ150平方メートルが燃えました。

この火事で、従業員など男性6人が病院に運ばれ、このうち2人は全身にヤケドを負うなどの重傷です。

警察によりますと、出火当時、年末の清掃やメンテナンスが行われていて、アルミの粉塵にバーナーの火が引火した可能性があるということです。

この工場では、28日午後にも同様の火事でおよそ1700平方メートルが燃えたばかりでした。

・工場火災で6人けが　うち2人重症　三重・亀山

＜伊勢新聞　2022年12月30日＞　https://www.isenp.co.jp/2022/12/30/86611/
https://news.yahoo.co.jp/articles/740205ead1f152dc4898905e196090a1793c0ada

29日午前11時10分ごろ、亀山市川崎町の大紀アルミニウム工業所亀山工場（宮尻聡工場長）から出火。約150平方メートルを焼失し、約3時間後に鎮火した。同社社員や下請け業者の作業員ら20―40代の男性6人がけが。うち1人が全身に、1人が頭部から上半身にかけてやけどを負った。

亀山署などによると、アルミニウム製品の原料となる塊をつくる工場。出火当時はベルトコンベヤーの入れ替えなどの作業や清掃をしていた。同署が出火原因を調べている。

28日にも場内で火災が発生している。

◇化学薬品工場で火災　ガス漏れ疑い一時避難も　静岡・吉田町　１２月３０日発生

＜第一ＴＶ　2022年12月31日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/50b54ea5d8dd4d880b48f714dcdb50f2fd37678b

１２月３０日夕方、静岡県吉田町の半導体製造用の化学薬品工場で、工場内の機械を焼く火事があった。当初は、何らかのガスが漏れている可能性があったため、一部地域に避難措置が行い、周辺の道路を通行止めにした。

警察と消防によると、３０日午後５時ごろ、吉田町川尻の富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズの工場で火事があった。

火は、半導体製造用の化学薬品工場にある機械から出て、約４時間半後に消し止められた。この火事によるけが人はいなかった。出火当時、現場では炎が見えなかったものの、異臭がしたため、ガス漏れの可能性があるとして、一時、工場の半径約２００メートルに避難が呼びかけられ、付近の道路が通行止めとなった。現場は、工場地帯で、周辺に一般の住宅はないという。

警察と消防が、出火原因を調べている。

・工場で異臭…ガス漏れの可能性もあるとして半径200メートルに避難呼びかけ　静岡・吉田町

＜静岡朝日テレビ　2022 年 12 月 30 日＞　https://look.satv.co.jp/_ct/17597130

https://news.yahoo.co.jp/articles/7f07521593d44f295674cfebd66185e857595710

静岡県吉田町の工場でガス漏れの可能性があり、周辺 200 メートルに避難が呼びかけられています。

30 日午後 5 時すぎ、静岡県吉田町川尻の工場の従業員から「敷地内で白い煙が見える」などと消防に通報がありました。消防などによりますと、現在までに炎や煙は確認されていないということですが、異臭などがあるということです。けが人はいません。

現在、警察が工場の半径およそ200メートルに避難を呼びかけ、付近を通行止めにしていますが、現場は工場地帯で、対象地域内に一般の家はないということです。

◇防音トンネル火災5人死亡、韓国　トラックから延焼、有毒ガスも

＜共同通信　2022年12月29日＞　https://www.47news.jp/news/8753914.html

韓国のソウル近郊、京畿道果川市にある高速道路の防音トンネル内で29日午後、火災が発生し、5人が死亡し、40人近くが重軽傷を負った。消防当局は、トラックから火が出て、防音トンネルのプラスチック系の素材に燃え移り、火災が広がったとみている。

韓国メディアによると、廃棄物を運ぶトラックのエンジン付近から何らかの原因で出火。トラックは路側帯に止まると渋滞が発生し､火が防音トンネルの数百メートルの区間に燃え広がったもようだ｡有毒ガスも発生した。人々は車を捨てて逃げた。

現場は防音のためトンネル状になっている高架道路。当局が出火原因などを調べている。

◇その他の事故、事件

・賞味期限180年誤り回収、山形　ブドウ果汁「2203年12月」

＜共同通信　2022年12月31日＞　https://www.47news.jp/news/8758024.html

JA庄内たがわ（山形県鶴岡市）は30日、「2023年12月」とすべきブドウ果汁の賞味期限を180年誤って「2203年12月」と記載したとして、計1030本を自主回収すると発表した。

同JAによると、回収対象は「月山ぶどう果汁720ミリリットル」と「山ぶどう原液1000ミリリットル」。賞味期限の表示の誤り以外は問題がなく、正しい期限内であれば飲んでも健康に影響はないという。

・中国産ゴボウを国産と偽装か　10 年超、鹿児島の青果会社

＜共同通信　2022 年 12 月 27 日＞ https://www.47news.jp/news/8745854.html

鹿児島県出水市の青果物販売加工会社「毛利商店」が、10 年以上にわたって中国産のゴボウを青森県産や宮崎県産と偽って販売していたとみられることが 27 日、複数の取引先への取材で分かった。同社は「コストの面から（偽装に）手を染めてしまった」と釈明したという。

2010 年から取引をしている北九州市の青果会社によると、今月 21 日に毛利商店から「農林水産省の抜き打ち検査で産地偽装が確認された」と連絡があり、22 日に男性社長が謝罪に訪れた。中国産のゴボウは泥がついた状態だと輸入できないが、偽装が発覚しないよう泥を付けて出荷していたと説明した。

・帝京大、ハラスメントで教授を諭旨解雇　「女子は基本的に採用」発言

＜朝日新聞　2022年12月29日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDY771TQDYUTIL00Q.html

学生に対するハラスメント行為があったとして、帝京大学は28日、経済学部の60代の男性教授を諭旨解雇処分にしたと発表した。処分は26日付。

男性教授のゼミに応募した男子学生に対し、教授が「女子は基本的に採用」などと答えたとされるメールや発言の録音データが11月にSNS上に投稿されたことを受け、同大が調査委員会を立ち上げて調べていた。

・本学教員の懲戒処分とお詫び

＜帝京大学　2022 年 12 月 26 日＞　https://www.teikyo-u.ac.jp/important/1228#:~:text

このたび、帝京大学教員による学生に対するアカデミック・ハラスメント、ならびに差別的行為を助長する不適切な発言をうけ、該当教員に対し、厳正に対処し、2022 年 12 月 31 日をもって同教員との雇用関係を終了させることといたしました。

本学は教員の立場を利用した学生へのハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント）や差別的行為・発言は、決して許容されるべきものではないと考えております。しかし、このような事態を引き起こしたこと、本件の被害者をはじめ、学生や保護者の皆様、関係者の方の信頼を大きく損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

大学として、今回の事態を真摯に受け止め、今後、このような事態が発生することのないよう再発防止に向けた取り組み、ハラスメントのない良好な教育環境及び学内秩序の維持を図られるように推進してまいります。

1. 被処分者

八王子キャンパス経済学部 経済学科教授（60 代　男性）

2. 処分の内容

諭旨解雇（2022 年 12 月 26 日付け）

3. 処分の理由

本学設置の調査委員会による調査の結果、当該教員による学生への不適切な対応は、教授たる絶対的優位の地位にあるものの学生に対するハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント）言動、かつ本学の教授職にあるものの保つべき品位、品格、高潔さを甚だしく損なうことが認められました。

これらの被処分者の言動は本学就業規則懲戒事由【50 条 4 号、5 号、6 号、13 号（同規則 9 条 10 号、12 号、17 号）、14 号】に該当し、諭旨解雇の処分を行うことを決定しました。

4. 再発防止の取り組み

大学として、今回の事態を真摯に受け止め、今後、このような事態が発生することのないよう再発防止に向け以下の取り組みを推進いたします。

- ゼミ生の選抜における公正性・平等性の周知
- 学生に対しハラスメントに関する相談窓口の周知徹底
- ハラスメント防止規程に加え、ハラスメント防止ガイドラインの策定
- 2023 年 1 月に、八王子キャンパス全教職員を対象とした「ハラスメント防止セミナー」を実施予定
- 2023 年 3 月に、全キャンパス全教職員を対象とした「ハラスメント防止セミナー」を実施予定

・SNSで女子学生になりすまし、「監視」思わせる文面送信　教授処分

＜朝日新聞　2022年12月29日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDX6S43QCZPXLB00V.html

和歌山県立医科大（和歌山市）は28日、SNS上で女子学生になりすまし、特定の女子学生に対して監視していると思わせるような内容の文面を送信していたなどとして、同大薬学部の40代男性教授を停職3カ月の懲戒処分とし、管理監督責任者として薬学部長を訓告としたと発表した。

大学によると、男性教授は今年9月から10月にかけて、薬学部の女子学生になりすましたSNSアカウントなどを使って、薬学部の女子学生（1年）に対し、行動を監視していると思わせるような文面を複数回にわたって送信し、不安と恐怖を感じさせたとしている。男性教授は「被害者を傷つけることになって大変申し訳ない」などと話し

ている。宮下和久理事長は「指導、教育を徹底し、再発防止につとめる」と話しているという。

・教員5897人、精神疾患で休職　過去最多、コロナ影響か

＜共同通信　2022年12月26日＞　https://www.47news.jp/news/8742089.html

2021年度に公立小中高校と特別支援学校で精神疾患を理由に休職した教員は20年度より694人多い5897人で、過去最多だったことが26日、文部科学省の人事行政状況調査で分かった。全教員に占める割合は0.64％（156人に1人）となる。男女別では女性3491人、男性2406人だった。

精神疾患の休職者はこの15年ほど5千人前後で高止まりしていた。

精神疾患で1カ月以上の病気休暇を取得した人を合わせると計1万944人で、初めて1万人を超えた。

文科省は、新型コロナウイルス対策で忙しくなり、教員間でコミュニケーションを取る機会が減ったことも影響したとみている。

・労働基準関係法令違反に係る公表事案

＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3esOGYOYy9UjHcBY

◇*事故、事件の続報*

・**【今年都内最大の被害】従業員らが消火試みるも消しきれず避難　墨田区の化学工場大規模火災**

＜テレ朝news　2022 年 12 月 28 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/7d135deb4a902bc741a6470cf87f7a2fd32c583a

きのう東京・墨田区の化学工場で起きた大規模火災で、液体石鹸を作るための配合室の近くから火が出たことがわかりました。

きのう午前 10 時ごろ、墨田区立花の液体石鹸の加工などを行う化学工場で火事があり、近くの住宅などあわせて 7 棟、2437 平方メートルが焼け、火はきょう午前 5 時ごろに消し止められました。

火元となった会社によりますと、液体石鹸の配合室の近くで火が出ているのを従業員が発見して通報し、その後、従業員らで消火器で対応しましたが、消しきれずに避難しました。また、この火事で会社の在庫が焼失し、出荷ができない状況だということです。今年都内で起きた火災では最も被害面積が大きく、警視庁などは、年明けにも会社や工場の現場検証を行い、火災原因の特定を行う方針です。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・救急搬送困難、最多 6800 件に　8 月の感染「第 7 波」超え

＜共同通信　2022 年 12 月 27 日＞　https://www.47news.jp/news/8745851.html

総務省消防庁は 27 日、救急車の到着後も搬送先が決まらない「救急搬送困難事案」が、19～25 日の 1 週間に全国の主な 52 消防で計 6800 件あったと発表した。前週から 12％増え、新型コロナウイルス感染「第 7 波」の 8 月 8～14 日（6747 件）を上回って過去最多となった。

増加は 8 週連続。内訳は、発熱や呼吸困難などコロナの疑いがあるケースは前週比 21％増の 2130 件。コロナ疑い以外は 8％増の 4670 件だった。

総数の地域別では東京消防庁が 2927 件（5％増）、大阪市消防局が 422 件（8％増）、横浜市消防局が 407 件（2％増）、千葉市消防局が 255 件（14％増）。

□*大災害、原発事故対策*

[土砂崩れ対策]

・降雨なし、直近の地震なし　なぜ山形県鶴岡市の土砂崩れは起きたのか

＜朝日新聞　2022年12月31日＞

https://www.asahi.com/articles/ASQD0441BQD0UTILOOG.html

山形県鶴岡市西目で31日未明に起きた大規模な土砂崩れでは、連絡が取れない高齢の夫婦の捜索活動が続いている。現場では雨も雪も降っておらず、直近には大きな地震もなかった。なぜ、土砂崩れは起きたのか。

山形県警や鶴岡市消防本部によると、集落の北東側にある斜面が幅100メートル以上、高さ20～30メートルの範囲で崩れ、住宅や空き家、プレハブなど約10棟が土砂に巻き込まれたとみられている。

東京電機大の安田進名誉教授（地盤工学）は、「直接の引き金がなくても、ぎりぎりの状態を保っていた斜面が突然崩れることはある」と指摘する。

なぜ崩落は起きたのか、安田さんは可能性がある要素を指摘します。目立ったきっかけはないのに、土砂崩れが起きた例は過去にもありました。

近くの住民によると、「最近…

[原子力施設全般]

・原子力推進側との面談記録「今後は作成を」　規制委員長が指示

＜朝日新聞　2022年12月28日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDX6D8XQDXULBH001.html

原発の運転期間延長の見直しで、原子力規制委員会の指示前に事務局の原子力規制庁が経済産業省資源エネルギー庁（エネ庁）と繰り返し面談し、検討を始めていた問題で、規制委の山中伸介委員長は28日、他省庁の原子力推進に関わる部署の担当者と面談した場合、記録を作り公開するよう規制庁に指示した。7回の面談について、規制庁は委員長らに報告せず、面談記録も作っていなかった。

山中委員長は28日の会見で「規制委員会の独立性が損なわれかねない行為とまでは考えていないが、透明性については問題があった。きちっとルールをつくって守っていただくのが、国民の信頼を得る第一歩だ」と話した。

記録を作る対象は、経済産業省と文部科学省、内閣府の原子力に関係する部署。規制の独立性を確保する観点から、規制庁職員はこれらの部署などに異動できない「ノーリターン・ルール」がある。

この日の会合で山中委員長が…

・経産省との面談記録も公開　規制委、原発制度検討巡り

＜共同通信　2022年12月28日＞　https://www.47news.jp/news/8749894.html

原子力規制委員会は28日、経済産業省など原子力を推進する行政機関との面談は、記録に残して原則公開する方針を決めた。原発の60年超運転を認める制度見直しで、事務局の原子力規制庁が規制委の指示を受ける前に経産省と計7回面談して検討を始めていたことは、高い透明性が求められる規制行政の進め方で問題があったと判断した。

記者会見した山中伸介委員長は「規制委の独立性を損なう問題行為とは考えていないが、透明性に欠ける部分があった」と述べた。規制庁が経産省と面談し、委員会への報告なしに検討を始めたことには「経産省の追認になったとは考えていない」と説明した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月３日版）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30117.html

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30116.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3es0GY0Yy9UjF0BY

◇新型コロナウイルスの日本国内の感染者数や死者数

＜NHK　2023 年 1 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data-all/

◇東京都 新型コロナ 25 人死亡 7537 人感染確認 6 日連続前週下回る
＜NHK　2023 年 1 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230102/k10013939911000.html
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3esOGYOYy9UjF4BY
・第 112 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 12 月 28 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_csuOa046_UDMSBY

◇マスコミ報道

・5類引き下げ「段階的に」　コロナ専門家組織が見解案
＜共同通信　2022年12月28日＞　https://www.47news.jp/news/8749905.html
　政府が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げる方向で検討していることを巡り、厚生労働省の専門家組織メンバーらが「必要な準備を進めながら段階的に移行すべきだ」とする見解案をまとめたことが28日、関係者への取材で分かった。位置付け見直しにかかわらず「医療逼迫時の調整機能を維持する必要がある」と指摘。28日の会合での議論を踏まえて修正し、年明けに公表する。
　関係者によると見解案では、新型コロナは感染力が強く死者数も多いため「インフルと同様の対応が可能になるには、もうしばらく時間がかかる」と評価した。

・診療所でのコロナ対応促す　感染再拡大に備え、事例集作成
＜共同通信　2022 年 12 月 31 日＞　https://www.47news.jp/news/8756583.html
　身近なかかりつけ医らによる総合的な医療の提供を目指す「日本プライマリ・ケア連合学会」が、診療所や小規模病院で新型コロナに対応する事例集を作成した。年末年始の感染再拡大に備え、発熱外来を実施する医療機関を増やすのが狙い。
　診療所や小規模病院では、院内感染などを恐れて発熱外来を行っていないケースが少なくない。草場鉄周理事長は「手狭な診療所が感染を防御するための工夫をまとめた。ぜひ実践してほしい」と呼びかけている。
　事例集は感染対策の実例に基づき作成。発熱などの症状がある人と一般患者が交わらないよう、テープによる矢印などでそれぞれの動線を分かりやすく案内する。
****

[3] 令和３年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について
＜環境省　2022年12月27日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00985.html
「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」という。）」に基づき、令和３年度におけるオゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等に関する監視結果を年次報告書として取りまとめました。
１．報告書の概要

①オゾン層の状況

・地球規模のオゾン全量は1980年代から1990年代前半にかけて大きく減少しました。その後減少傾向が緩和し、1990年代後半からはわずかな増加傾向がみられるものの、オゾン全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いています。

・南極域の春季に形成されるオゾンホールの規模は、1980年代から1990年代半ばにかけて急激に拡大しましたが、1990年代半ば以降では、年々変動による増減はあるものの、長期的な拡大傾向は見られなくなりました。2021年のオゾンホールは大きな規模を維持して長期間継続しました。これは、オゾン層破壊を促進させる極成層圏雲が例年より維持されたこのことがオゾン破壊反応を継続し、オゾンホールの規模を維持した要因の一つと考えられます。

・札幌、つくば、那覇で観測された日本上空のオゾン全量は、札幌とつくばにおいて1980年代から1990年代はじめまで減少した後、緩やかな増加傾向が見られます。また、那覇では1990年代半ば以降、緩やかな増加傾向が見られていましたが、近年はオゾン全量が少ない年が続いています。

・地球規模のオゾン全量が1960年（人為起源のオゾン層破壊物質による大規模なオゾン層破壊が起こる前）レベルまで回復する時期は、北半球の中・高緯度域で2030年頃、また南半球中緯度では2055年頃と予測されています。一方、南極域の回復はほかの地域よりも遅く、1960年レベルに戻るのは21世紀末になると予測されています。また数値モデル予測からは、オゾン層の回復には、温室効果ガスの増加による成層圏の低温化並びに気候変化に伴う大気の循環の変化が影響を与えることが示唆されています。

②特定物質等の大気中濃度

・北半球中緯度域（北海道の観測地点）では、CFC（クロロフルオロカーボン）の大気中濃度は十数年以上減少し続けています。また一方で、HFC（ハイドロフルオロカーボン）は近年急速に増加しています。HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）も増加し続けていましたが、一部の冷媒種は近年その増加がゆるやかになっています。

・日本の都市域の代表例として川崎市内で連続測定したCFCの大気中濃度は、次第に変動幅が小さくなるとともに、北海道における大気中濃度とほとんど変わらなくなってきています。変動幅の縮小や濃度の低下には、日本における生産の全廃及び排出抑制等が進んだ結果が反映されていると考えられます。一方で、HCFC及びHFCは、依然として頻繁に高い濃度で検出されています。このことは、これらの物質は現在も多方面で利用されていることや、過去に製造・充填された機器装置等から大気中に放出されていることが反映されていると考えられています。

・オゾン層を破壊するCFCの生産と消費は、モントリオール議定書に基づいて先進国では1995年末までに、途上国では2009年末までに全廃されました。しかし、大気中寿命が非常に長いため、今後、CFCの大気中濃度は極めて緩やかに減少していくと予測されます。一方、CFCと比べるとオゾン層破壊係数の小さいHCFCについては、同議定書の規制スケジュールに従って、先進国の生産・消費は2020年をもって全廃されましたが、途上国においては生産・消費の削減が進められている途中段階にあり、HCFCの大気中濃度は引き続き増加し、今後10～20年でピークに達し、その後減少すると予測されています。

今後も引き続き、オゾン層の破壊の状況や大気中におけるオゾン層破壊物質等の濃度変化の状況について監視していきます。また、オゾン層保護法に基づくオゾン層破壊物質等の製造数量の規制等の取組を着実に実施していきます。

HFCについては、今後も排出増加が見込まれており、オゾン層保護法及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）」の適切な施行を通じて、引き続き関係省庁や都道府県、関係団体等と連携しながらオゾン層保護及び地球温暖化防止に向けた対策の推進を図っていきます。

２．背景

オゾン層保護法第22条第２項の規定に基づき、毎年度、オゾン層の状況、特定物質等（オゾン層保護法に基づき生産などが規制されているフロンなど）の大気中濃度、太陽紫外線の状況の監視結果を取りまとめて公表しています。

監視結果の取りまとめに当たっては、「成層圏オゾン層保護に関する検討会」科学分科会（座長・今村隆史　東京都環境科学研究所 所長）及び環境影響分科会（座長・小野雅司　国立環境研究所 環境リスク・健康領域 客員研究員）を設置し、御検討いただきました。

３．年次報告書全文

環境省ホームページに掲載しています。
http://www.env.go.jp/earth/ozone/o3_report/index.html
（参考１）オゾン層保護法（抄）
第22条　気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質等の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。
２　環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質（特定物質以外の物質であって政令で定めるものを含む。次条において同じ。）によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。
（参考２）フロン類について
・CFC（クロロフルオロカーボン）：冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では1995年末に生産・消費が全廃されており、開発途上国でも2009年末に生産・消費が全廃された。
・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質。オゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では2020年までに、また開発途上国でも2030年までに、生産・消費が全廃される予定。
・HFC（ハイドロフルオロカーボン）：CFCやHCFCの代替物質として使用が増えている。オゾン層破壊効果はないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において排出削減の対象となっている。2016年10月に新たにHFCをモントリオール議定書の規制対象物質とする改正が行われ、2019年１月１日発効した。同改正を受けて議定書の国内担保法であるオゾン層保護法が改正され、2019年１月に施行された。先進国では2019年から生産・消費量の削減が開始されている。
****

[4] フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からの フロン類の充填;量及び回収量等の集計結果（令和３年度分）について

＜経済産業省　2022 年 12 月 27 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/r4_kaisyu_summary.pdf
１．集計結果概要
（１）充塡量
令和３年度に充塡されたフロン類の量は約 4,664 トン(対前年度比約 280 トン減。以下、括弧内は対前年度比。)、充塡された業務用冷凍空調機器の台数は約53万台（約0.5 万台減）であり、それらの内訳は以下のとおりです。
・ 機器の設置以外時　：約3,175トン（約202 トン減)、約37万台（約0.02万台減)
・ 機器の 設 置 時　：約1,489 トン（約78 トン減)、約17 万台（約0.4 万台減)
（２）回収量
令和３年度に回収されたフロン類の量は約5,143トン（約91 トン減)、回収された業務用冷凍空調機器の台数は約155 万台（約 4.3 万台増）であり、それらの内訳は以下のとおりです。
・ 機器の廃棄時　：約3,947 トン（約8 トン減)、約132 万台（約4.5 万台増)
・ 機器の整備時　：約1,196 トン（約83 トン減)、約24 万台（約0.2 万台減)
２．機器の廃棄時におけるフロン類の回収率
令和３年度の廃棄時残存冷媒量は約 9,935 トンと推計され、廃棄時回収量は約 3,947 トンであることから、フロン類の回収率は約40％（昨年度は約41％）と推定されます。
※ 整備時については、要整備機器台数や整備対象機器の含有冷媒量の推計が困難なため回収率は算定しておりません。

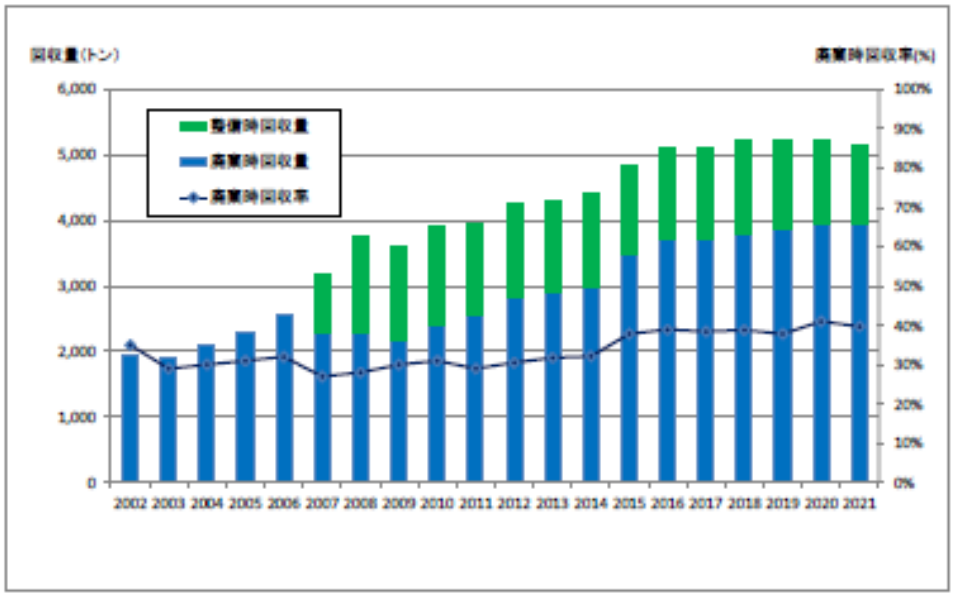

フロン排出抑制法に基づくフロン類回収量等の推移

３．関連資料

別紙１　業務用冷凍空調機器からのフロン類充塡量及び回収量等集計結果の詳細

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/r4_kaisyu_appendix.pdf

別紙２　令和３年度　都道府県別充塡量及び回収量実績

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/r4_kaisyu_furon_data.pdf

参考　令和３年度充塡回収量データ

****

[5] バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 212 号）

［官報］　令和４年 12 月 28 日　号外　第 280 号　40～43 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00280/20221228g002800040f.html

〇経済産業省告示第 212 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の規定に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年 12 月 28　　経済産業大臣臨時代理　国務大臣　　岡田　直樹

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

改　　正　　後
（バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査） **第一条**　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下［規則］という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。 一　　［略］ 二　バルク貯槽の検査は、次のイから八までに定めるところにより行うこと。

イ　外観検査

⑴　目視検査により、バルク貯槽の外面及び内面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、内面については、検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日以降気密性を保持し、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、この限りでない。

⑵　非破壊検査により、バルク貯槽の外面又は内面について割れ、傷等の欠陥がないことを確認すること。ただし、非破壊検査による確認を経て検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査の日から起算して十五年以内であり、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、剛の目視検査を行いその外面について欠陥がないことが確認された場合は、この限りでない。

⑶　バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。

ロ　耐圧試験　常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあっては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。（イ⑵の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合又はイ②ただし書の規定により非破壊検査による確認を要しない場合を除く。）

ハ　気密試験　常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、漏えいがないことを確認すること。ただし、検査に合格したバルク貯槽であって、当該検査のロ以降気密性を保持し、かつ、経過年数が三十五年以下のものについては、当該バルク貯槽内に液状の液化石油ガスがある使用状態において当該バルク貯槽に作用する圧力で行うことができる。

三　［略］

２　［略］

（構造壁等の設置等）

第二条　［略］

２　液化石油ガスの供給を受ける消費設備が設置されている建築物の外壁が日本産業規格Ａ一三〇四（二〇一七）に規定される三〇分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する場合にあっては、当該外壁を構造壁等とみなすことができる。

３　［略］

（プロテクターの設置等）

第九条　規則第十九条第三号八⑻のプロテクターは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一　地盤面上に設置するバルク貯槽のプロテクターは、厚さＩ・六ミリメートル以上の日本産業規格Ｇ三一〇一（二〇二二）ＳＳ４００又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造のものであって、ふた、安全弁の放出管、ガス取出配管、液取出配管、ガス検知器に係る電気ケーブル等に使用されている開口部以外には、開口部を設けないこと。

二　地盤面下に埋設するバルク貯槽のプロテクターは、厚さ四・五ミリメートル以上の日本産業規格Ｇ三一〇一（二〇二二）ＳＳ４００又はこれと同等以上の強度を有する材料を用いた構造のものであること。

（腐しょくを防止する措置等）

第十条　［略］

一　地盤面上に設置したバルク貯槽

イ　［略］

ロ　イの下地処理を行った後、速やかに次に定めるところにより塗装を行うこと。この場合において、塗料の種類は、⑴又は⑵の表の第一欄に掲げる塗装の種類の区分に対応するこれらの表の第二欄に定める塗料の種類と同等以上の性能を有すると認められる塗料とすることができる。

⑴　自然乾燥を行う場合

塗装の種類	塗料の種類	一平方メートル当たりの標準塗布量	膜厚（単位　マイクロメートル）	塗装回数

		（単位　グラム）		
錆止め塗装	日本産業規格Ｋ五六七四（二〇二二鉛・クロムフリーさび止めペイント	一回当たり百三十以上	一回当たり二十以上	二回以上
上塗り塗装	日本産業規格Ｋ五五七二（二〇一〇）フタル酸樹脂エナメル	一回当たり百三十以上	一回当たり十五以上	二回以上

⑵　焼き付け乾燥を行う場合

塗装の種類	塗料の種類	一平方メートル当たりの標準塗布量（単位　グラム）	膜厚（単位　マイクロメートル）	塗装回数
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
上塗り塗装	日本産業規格Ｋ五六五一（二〇二二アミノアルキド樹脂塗料	一回当たり百三十以上	一回当たり十五以上	一回以上

（注）　［略］

二　［略］

三　地盤面下に埋設した貯蔵能力三千キログラム未満のバルク貯槽

イ　［略］

ロ　バルク貯槽及びバルク貯槽に溶接で取り付けられている付属品であって、その外面が砂又は埋上等と接触する部分には、イに定める下地処理を行った後、速やかに次に定めるところにより塗装を行うこと。

⑴　錆止め塗装の塗料の種類は、日本産業規格Ｋ五五五三（二〇一〇）厚膜型ジンクリッチペイントニ種又はこれと同等以上の性能を有すると認められる塗料を使用し、膜厚は五〇マイクロメートル以上とすること。

⑵　［略］

⑶　下塗り塗装の塗料の種類は、日本産業規格Ｋ五五五一（二〇一八）構造用さび止めペインドＢ種又はこれと同等以上の性能を有すると認められる塗料を使用し、膜厚は三百マイクロメートル以上とすること。

⑷　下塗り塗装完了後二十四時間以上経過してから、電磁式二点調整型電磁微厚計により塗膜の厚さを測定し、膜厚が三百五十マイクロメートル以上あることを確認すること。

ハ　地盤面下に埋設するバルク貯槽であって、貯槽室に設置しないものにあっては、次に掲げる基準に従って電気防しょく措置を講ずること。

⑴　陽極材に日本産業規格Ｈ六二一五（一九九五）防食用マグネシウム陽極二種を使用する流電陽極法によること。この場合において、マグネシウムは、発生電流を流出しやすくするためバックフィル内に納めたものとすること。

⑵　［略］

ニ～ヘ　［略］

（液面計の設置等）

第二十三条　規則第六十四条第一項第十三号の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一・二　［略］

三　液面計は、日本産業規格Ｄ一六〇一二九九五）自動車部品振動試験に合格するものであること。

（圧力計の設置等）

第二十五条　規則第六十四条第一項第十五号の圧力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一　［略］ 二　圧力計は、日本産業規格Ｂ七五〇五－一（二〇一七）アネロイド型圧力計－第一部‥ブルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるものであること。 （ガス漏れ検知設備の設置等） **第二十八条**　［略］ 一　次に掲げる機能及び構造を有すること。 イ～ヲ　［略］ ワ　日本産業規格Ｄ一六〇一　二九九五）自動車部品振動試験に合格するものであること。 二　［略］ （衝撃を検知する機器の設置等） **第二十九条**　規則第六十四条第一項第十八号ロの機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一～四　［略］ 五　感震器又は振動検知器は、日本産業規格Ｄ一六〇一　二九九五）自動車部品振動試験に合格するものであること。
備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

****

[6] 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第 1310 号）

［官報］　令和 4 年 12 月 28 日　号外　第 280 号　43～46 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00280/20221228g002800043f.html

〇国土交通省告示第 1310 号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和五年一月一日から施行する。

令和 4 年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示　港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表 一　（略） 二　その他の危険物 イ　（略） ロ　引火性液体類　危規則第二条第一号ハに定める引火性液体類（少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二ロに定める液体化学薬品（アセトニトリル（低純度品）、アルカン（炭素数が六から九までのもの及びその混合物に限る。）、イソアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物、イソ	別表 一　（略） 二　その他の危険物 イ　（略） ロ　引火性液体類　危規則第二条第一号ハに定める引火性液体類（少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二ロに定める液体化学薬品（アセトニトリル（低純度品）、アルカン（炭素数が六から九までのもの及びその混合物に限る。）、イソアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十及び十一のもの並びにその混合物に限る。）並びにその混合物、イソ

アルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物、ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのもの及びその混合物に限る。）、アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体（トルエン溶液）、アルキルベンゼン混合物（少なくとも五十質量パーセントのトルエンを含むものに限る。）、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から四までのもの及びその混合物に限る。）、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から十一までのものの混合物に限る。）並びにアクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の混合物（アクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が三十三質量パーセント以下のものに限る。）、アルキルアルコール及びシクロアルコール　（いずれもアルコールの炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物、アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八及び九のもの並びにその混合物に限る。）の芳香族溶媒溶液、硫化アンモニウム水溶液（濃度が四十五質量パーセント以下のものに限る。）、ノルマルペンチルアルコール、第一級ペンチルアルコール（ノルマルベンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。）、第二級ヘンデルアルコール、ターシヤリーベンチルアルコール、ターシヤリーベンチルエチルエーテル、ターシヤリーベンチルメチルエーテル、航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであって、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）、エチルアルコール（植物由来のものに限る。）及びガソリンの混合物　（エチルアルコールの体積が二十五パーセントを超え九十九パーセント未満のものに限る。）、ブテンオリゴマー、酪酸ブチル、メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物、ノルマルブチルエーテル、メタクリル酸ブチル、クロロヒドリン（粗製のものに限る。）、メタクロロトルエンオルトクロロトルエン、パラクロロトルエン、コールタールナフサソルベント、１・３－シクロペンタジエン二量体（溶融状のものに限る。）、パラシメン、デセン、３・４－ジクロロ－１－ブテン、１・１－ジクロロプロ	アルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）並びにその混合物、ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのもの及びその混合物に限る。）、アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体（トルエン溶液）、アルキルベンゼン混合物（少なくとも五十質量パーセントのトルエンを含むものに限る。）、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から四までのもの及びその混合物に限る。）並びにアクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の混合物（アクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が三十三質量パーセント以下のものに限る。）、アルキルアルコール及びシクロアルコール　（いずれもアルコールの炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物、アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八及び九のもの並びにその混合物に限る。）の芳香族溶媒溶液、硫化アンモニウム水溶液（濃度が四十五質量パーセント以下のものに限る。）、ノルマルペンチルアルコール、第一級ペンチルアルコール（ノルマルベンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。）、第二級ヘンデルアルコール、ターシヤリーベンチルアルコール、ターシヤリーベンチルエチルエーテル、ターシヤリーベンチルメチルエーテル、航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであって、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）、エチルアルコール（植物由来のものに限る。）及びガソリンの混合物　（エチルアルコールの体積が二十五パーセントを超え九十九パーセント未満のものに限る。）、ブテンオリゴマー、酪酸ブチル、メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物、ノルマルブチルエーテル、メタクリル酸ブチル、クロロヒドリン（粗製のものに限る。）、メタクロロトルエンオルトクロロトルエン、パラクロロトルエン、コールタールナフサソルベント、１・３－シクロペンタジエン二量体（溶融状のものに限る。）、パラシメン、デセン、３・４－ジクロロ－１－ブテン、１・１－ジクロロプロパン、ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物、ホスホン酸水素ジメチ

パン、ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物、ホスホン酸水素ジメチル、１・４－ジオキサン、ドデカン、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、エチルアミン水溶液（濃度が七十二質量パーセント以下のものに限る。）、エチルターシヤリーブチルエーテル、エチルシクロヘキサン、工チレングリコールモノアルキルエーテル、３－エトキシプロピオン酸エチル、エチリデンノルボルネン、Ｎ－エチルメチルアリルアミン、２－エチル－３－プロピルアクロレイン、エチルトルエン、ヘプタノール、ヘキセン、酢酸ヘキシル（酢酸メチルヘンデルを除く。）、イソアミルアルコール、イスフロピルアミン水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、イソプロピルシクロヘキサン、メタクリル樹脂（１・２－ジクロロエタン溶液）、３－メトキシ－１－ブタノール、メチルアルコール、メチルペンチルアルコール、メチルブテノール、メチルブチルケトン、メチルブチノール（２－メチル－２－ヒドロキシ－３－ブチンを除く。）、メチルシクロペンタジエンニ量体、２－メチル－２－ヒドロキシ－３－ブチン、２－メチルピリジン、３－メチルピリジン、４－メチルピリジン、３－メチルチオプロピオンアルデヒド、ミルセン、ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が八十質量パーセントのものに限る。）、ニトロエタン及び１－ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五質量パーセント以上のものに限る。）、１－又は２－ニトロプロパン、ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロプロパンの濃度が六十質量パーセントのものに限る。）、ノネン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、オグデン、海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水Ｓ（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）、オレフィン混合物（炭素数が七から九までのものの混合物であって炭素数八のものを主成分とし安定化されたもの。）、オレフィン混合物（炭素数が五から七までのものの混合物に限る。）（アルファオレフィンであって、炭素数が六から七までのもののみから成る混合物を除く。）、オレフィン混合物（炭素数が五から十五までのものの混合物に限る。）（炭素数が

ル、１・４－ジオキサン、ドデカン、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、エチルアミン水溶液（濃度が七十二質量パーセント以下のものに限る。）、エチルターシヤリーブチルエーテル、エチルシクロヘキサン、工チレングリコールモノアルキルエーテル、３－エトキシプロピオン酸エチル、エチリデンノルボルネン、Ｎ－エチルメチルアリルアミン、２－エチル－３－プロピルアクロレイン、エチルトルエン、ヘプタノール、ヘキセン、酢酸ヘキシル（酢酸メチルヘンデルを除く。）、イソアミルアルコール、イスフロピルアミン水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、イソプロピルシクロヘキサン、メタクリル樹脂（１・２－ジクロロエタン溶液）、３－メトキシ－１－ブタノール、メチルアルコール、メチルペンチルアルコール、メチルブテノール、メチルブチルケトン、メチルブチノール（２－メチル－２－ヒドロキシ－３－ブチンを除く。）、メチルシクロペンタジエンニ量体、２－メチル－２－ヒドロキシ－３－ブチン、２－メチルピリジン、３－メチルピリジン、４－メチルピリジン、３－メチルチオプロピオンアルデヒド、ミルセン、ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が八十質量パーセントのものに限る。）、ニトロエタン及び１－ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が六十質量パーセントのものに限る。）、ノネン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、オグデン、海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水Ｓ（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）、オレフィン混合物（炭素数が七から九までのものの混合物であって炭素数八のものを主成分とし安定化されたもの。）、オレフィン混合物（炭素数が五から七までのものの混合物に限る。）（アルファオレフィンであって、炭素数が六から七までのもののみから成る混合物を除く。）、オレフィン混合物（炭素数が五から十五までのものの混合物に限る。）（炭素数が五から七までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が六から十五までのもののみから成る混合物を除く。）、アルファオレフィン混合物（炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）、パラア

五から七までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が六から十五までのもののみから成る混合物を除く。)、アルファオレフィン混合物（炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。)、パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物、１・３‐ペンタジエン、１・３‐ベンタジエン（濃度が五十質量パーセントを超えるものに限る。)、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物ミフロピオン酸ノルマルベンチル、アルキル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのものに限る。）アミン燐酸エステル、黄燐（白燐)、ベータピネン、ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が二から四までのもの及びその混合物に 限る。）及びポリオレフィンアミンの混 合物、芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物、ポリシロキサン、プロピレングリコールメチルエーテルアセタート、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、熱分解ガソリン（ベンゼンを含むものに隴る。)、蒸留された樹脂油、ナトリウムメトキシド（濃度が二十一質量パーセント以上三十質量パーセント以下のメチルアルコール溶液に隴る。)、１・３・５－トリオキサン、ホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が十五質量パーセント以上であって、二十質量パーセント以下のものに限る。)、キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十質量パーセント以上のものに限る。）及びその他の液体化学薬品（この表の危険性の欄が「Ｐ」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の二に掲げる物質との混合物（以下これらを「Ｐ混合物」という。）であって、引火点が六十度以下のものに限る。）に隴る。)	ルデヒド及びアンモニアの反応生成物、１・３‐ペンタジエン、１・３‐ベンタジエン（濃度が五十質量パーセントを超えるものに限る。)、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物：フロピオン酸ノルマルペンチル、アルキル（アルキル基の炭素数が十二から十四までのものに限る。）アミン燐酸エステル、黄燐（白燐)、ベータピネン、ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物、アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が二から四までのもの及びその混合物に限る。）及びポリオレフィンアミンの混合物、芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物、ポリシロキサン、プロピレングリコールメチルエーテルアセタート、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、熱分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。)、蒸留された樹脂油、ナトリウムメトキシド（濃度が二十一質量パーセント以上三十質量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。)、１・３・５－トリオキサン、ホワイトスピリット（芳香族系成分の濃度が十五質量パーセント以上であって、二十質量パーセント以下のものに限る。)、キシレン及び工チルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十質量パーセント以上のものに限る。）及びその他の液体化学薬品（この表の危険性の欄が「Ｐ」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の二に掲げる物質との混合物（以下これらを「Ｐ混合物」という。）であって、引火点が六十度以下のものに限る。）に限る。
ハ～リ　（略）	ハ～リ　（略）
ヌ　腐食性物質危規則第二条第一号チに定める腐食性物質（危険物告示別表第一の分類の欄に掲げる分類が腐食性物質のものであって、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級が「Ⅲ」のもの（副次危険性等級が「３」のもの、ヘキサメチ	ヌ　腐食性物質危規則第二条第一号チに定める腐食性物質（危険物告示別表第一の分類の欄に掲げる分類が腐食性物質のものであって、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級が「Ⅲ」のもの（副次危険性等級が「３」のもの、ヘキサメチ

レンジアミン（溶融状のもの）、無水マレイン酸（溶融状のもの）及び無水フタル酸（溶融状のもの）を除く。）、アルキルスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、アリールスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、臭化アルミニウム（無水物）、塩化アルミニウム（無水物）、ニフツ化水素アンモニウム（固体）、硫酸水素アンモニウム、三塩化アンチモン（固体）、三フツ化ホウ素と酢酸の錯化合物（固体）、三フツ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物（固体）、ブロモ酢酸（固体）、水酸化セシウム（固体）、フツ化クロム（固体）、臭化ジフェニルメチル、染料又は染料中間物（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、フツ化水素化合物（他に品名が明示されているものを除く。）、硫酸鉛（固体）、水酸化リチウム（固体）、ニトロベンゼンスルホン酸、硫酸水素ニトロシル（固体）、オキシ臭化リン、五臭化リン、五塩化リン、五酸化リン、フツ化水素カリウム（固体）、硫酸水素カリウム、水酸化カリウム（固体）、酸化カリウム、硫化カリウム（水和物）、水酸化ルビジウム、フツ化水素ナトリウム、硫化水素ナトリウム（固体）、水酸化ナトリウム（固体）、酸化ナトリウム、硫化ナトリウム（水和物）、固体（腐食性を有する液体（容器等級が（土のものを除く。）を含有するもの）、水酸化テトラメチルアンモニウム（固体）、三塩化チタン混合物、トリクロロ酢酸　（固体）、一塩化ヨウ素（固体）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二ロに定める液体化学薬品　（アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に隴る。）、アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に隴る。）、塩化アルミニウム及び塩酸の混合水溶液、水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液（濃度が四十質量パーセント以下のものに限る。）、　アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液、<u>アミノエチルエタノールアミン、水酸化コリン溶液</u>、２・２－ジクロロプロピオン酸、Ｎ・Ｎ－ジメチル　ドデシルアミン、Ｎ	レンジアミン（溶融状のもの）、無水マレイン酸（溶融状のもの）及び無水フタル酸（溶融状のもの）を除く。）、アルキルスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、アリールスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、臭化アルミニウム（無水物）、塩化アルミニウム（無水物）、ニフツ化水素アンモニウム（固体）、硫酸水素アンモニウム、三塩化アンチモン（固体）、三フツ化ホウ素と酢酸の錯化合物（固体）、三フツ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物（固体）、ブロモ酢酸（固体）、水酸化セシウム（固体）、フツ化クロム（固体）、臭化ジフェニルメチル、染料又は染料中間物（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、フツ化水素化合物（他に品名が明示されているものを除く。）、硫酸鉛（固体）、水酸化リチウム（固体）、ニトロベンゼンスルホン酸、硫酸水素ニトロシル（固体）、オキシ臭化リン、五臭化リン、五塩化リン、五酸化リン、フツ化水素カリウム（固体）、硫酸水素カリウム、水酸化カリウム（固体）、酸化カリウム、硫化カリウム（水和物）、水酸化ルビジウム、フツ化水素ナトリウム、硫化水素ナトリウム（固体）、水酸化ナトリウム（固体）、酸化ナトリウム、硫化ナトリウム（水和物）、固体（腐食性を有する液体（容器等級が（土のものを除く。）を含有するもの）、水酸化テトラメチルアンモニウム（固体）、三塩化チタン混合物、トリクロロ酢酸　（固体）、一塩化ヨウ素（固体）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二ロに定める液体化学薬品　（アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に隴る。）、アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に隴る。）、塩化アルミニウム及び塩酸の混合水溶液、水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液（濃度が四十質量パーセント以下のものに限る。）、　アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液、<u>アミノエチルエタノールアミン</u>、２・２－ジクロロプロピオン酸、Ｎ・Ｎ－ジメチル　ドデシルアミン、Ｎ－エチルシクロヘキ

－エチルシクロヘキシルアミン、脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）、硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液、グリコール酸水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、ノルマルヘプタン酸、過酸化水素水溶液（濃炭が六十質量パーセントを超え七十質量パーセント以下のものに限る。）、アクリル酸２１ヒドロキシエチル、イスプロパノールアミン、Ｎ・Ｎ’－メチレンビス（５－メチルオキサソリージン）、発煙硫酸、オレイルアミン、吉草酸、吉草酸及び２－メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が六十四質量パーセントのものに限る。）、ノルマルプロパノールアミン、１－（フェニルメチル）－ピリジニウムアルキル誘導体塩化物（濃度が三十質量パーセント以下のものに限る。）並びにノニルフェノールエトキシラート（濃度が十質量パーセント以下のものに限る。）のイソプロパノール（濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）を溶媒とする溶液及びメタノール溶液（濃度が三質量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液、水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液（水素化ほう素ナトリウムの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）、硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液、けい酸ナトリウム水溶液及びトール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）に限る。） ル　（略） 備考　（略）	シルアミン、脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）、硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液、グリコール酸水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、ノルマルヘプタン酸、過酸化水素水溶液（濃炭が六十質量パーセントを超え七十質量パーセント以下のものに限る。）、アクリル酸２１ヒドロキシエチル、イスプロパノールアミン、発煙硫酸、オレイルアミン、吉草酸、吉草酸及び２－メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が六十四質量パーセントのものに限る。）、ノルマルプロパノールアミン、水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液（水素化ほう素ナトリウムの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）、硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液、けい酸ナトリウム水溶液及びトール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）に限る。） ル　（略） 備考　（略）

****

[7] 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第 1312 号）

［官報］ 令和 4 年 12 月 28 日　号外　第 280 号　48～54 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00280/20221228g002800048f.html

****

[8] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 406 号）

［官報］ 令和 4 年 12 月 28 日　号外　第 279 号　14 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00279/20221228g002790014f.html

あらまし

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 406 号）（厚生労働省）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年一月一日とすることとした。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期

日を定める政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年12月28日

内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第406号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年一月一日とする。

厚生労働大臣　　加藤　勝信

内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第174号）

［官報］　令和４年12月28日　号外　第279号　48～52頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00279/20221228g002790048f.html

---

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項に規定する医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報の提供の方法を定める省令（厚生労働省令第178号）

［官報］　令和４年12月28日　号外　第279号　56頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00279/20221228g002790056f.html

○厚生労働省令第178号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第一条の五第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項に規定する医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報の提供の方法を定める省令を次のように定める。

令和４年12月28日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項に規定する医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報の提供の方法を定める省令医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条の五第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第三項の規定による情報の提供

二　ファクシミリ装置を用いた送信、電子メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供その他これらに類する方法

附　則

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第377号）

［官報］　令和４年12月28日　号外　第279号　86～95頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00279/20221228g002790086f.html

○厚生労働省告示第377号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表の

ように改正する。

令和４年 12 月 28 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　　正　　後
１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 （略） 生物学的製剤 *―改正された「検定を受けるべき医薬品」の医薬品名のみ記した。＜ACSES 事務局＞―* インフルエンザＨＡワクチン ジフテリアトキソイド 沈降ジフテリアトキソイド 成人用沈降ジフテリアトキソイド 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド 沈降破傷風トキソイド 沈降精製百日せきワクチン 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン ２　検定基準 *―省略＜ACSES 事務局＞―*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 378 号）

［官報］　令和４年 12 月 28 日　号外　第 279 号　96～103 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00279/20221228g002790096f.html

○厚生労働省告示第 378 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年 12 月 28 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　　正　　後
１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 （略） 生物学的製剤 *―改正された「検定を受けるべき医薬品」の医薬品名のみ記した。＜ACSES 事務局＞―* インフルエンザＨＡワクチン ジフテリアトキソイド 沈降ジフテリアトキソイド 成人用沈降ジフテリアトキソイド 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド 破傷風トキソイド 沈降破傷風トキソイド 沈降精製百日せきワクチン 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン
２　検定基準
　生物学的製剤
　　（略）
インフルエンザＨＡワクチン
ジフテリアトキソイド
沈降ジフテリアトキソイド
成人用沈降ジフテリアトキソイド
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド
　（略）
破傷風トキソイド
沈降破傷風トキソイド
沈降精製百日せきワクチン
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン（最終段階）
生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）

◇厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 380 号）

［官報］　令和 4 年 12 月 28 日　号外　第 279 号　104 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00279/20221228g002790104f.html

○厚生労働省告示第 380 号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年一月一日から適用する。

令和 4 年 12 月 28 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えてるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六十七　　（略） 六十八　アモキシシリン、ホスホマイシン及びメトロニダゾール経口投与並びに同種糞便微生物叢移植の併用療法　潰瘍性大腸炎（軽症から中等症までの左側大腸炎型又は全大腸炎型に限る。）	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六十七　　（略） （新設）

****

[9] *肥料*

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2149 号）

［官報］　令和 4 年 12 月 28 日　号外　第 280 号　35～38 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00280/20221228g002800035f.html

肥料の登録の有効期間更新 118 件が公示された。

◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第2150号）

［官報］　令和4年12月28日　号外　第280号　38頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00280/20221228g002800038f.html

肥料の輸入業者の住所及び肥料の名称の変更2件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第2151号）

［官報］　令和4年12月28日　号外　第280号　38頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00280/20221228g002800038f.html

肥料の登録失効11件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第2152号）

［官報］　令和4年12月28日　号外　第280号　38～39頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228g00280/20221228g002800038f.html

肥料の新規登録43件が公示された。

****

[10] ***廃棄物関係***

◇放置自転車が自然と同化する筑波大？　年800台置き去り、再利用へ

＜朝日新聞　2022年12月30日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDY7HSNQDVUJHB02L.html

筑波大学で、卒業生らが構内に置き去りにした放置自転車が毎年800～千台に上っている。そんな乗り手を失った自転車を後輩たちに使ってもらおうと、筑波大が新たなリサイクル事業を始めた。まずは年300台の有効活用をめざす。

筑波大の敷地は東京ドーム55個分の258ヘクタールと広く、通学や構内の移動に自転車を使う学生も多い。大学側は、大学院生も含め約1万5千人の学生のうち7割が自転車を利用していると推定している。

筑波大の放置自転車問題は、少なくとも1990年代には顕在化。92年6～7月の大学の調査では、構内に769台の自転車・バイク、69台の車が放置されていた。

大学側は放置防止を訴え、持ち主を特定できるICタグのない自転車の学内持ち込みを禁じてきたが、効果は上がっていない。

「違反駐輪車が筑波大学（の雑草）に吸収されている」「自転車が自然と同化する場所、つくば大学」――。2010年代に入ってもツイッターにはこんな投稿が続いた。

筑波大はこれまで、卒業生から引き取った自転車をつくば市のシルバー人材センターに再整備してもらい、毎年100台程度を新入生に販売してきたが、今回、リサイクル事業をさらに強化する。

事業を担うのは、大学近くに6月にできた自転車店「サイクルシックつくば」だ。状態の良い放置自転車を整備。車種により月500～千円で年間300台を貸し出す目標だ。

販売ではなく、貸し出し方式にしたことについて、筑波大事業開発推進室の畑山進プロジェクトマネージャー（63）は「契約があれば放置せず、返してくれる学生が増える」と期待する。

店長の矢部玲奈さん（28）は、東京の実家が自転車店。筑波大職員として畑山さんのもとで働いていたが、自転車店運営に専念するため今年3月で退職した。「同じ悩みを抱える他大学などのモデルになる事業にしたい」と意気込む。

スポーツ関連の企業がスポンサーとなり、店舗開設費用や運営費を負担した。3年目の黒字化をめざしており、筑波大は事業が順調に進めば、他店にも貸し出し事業を広げる考えだ。

学内の保管場所には現在、サビ部分を磨き、光沢を取り戻した自転車が並ぶ。遠乗りができそうな自転車もあった。

10月に来日したタイ人留学生のテタリ・デバセナベスさん（21）は1カ月の貸し出しを申し込んだ。徒歩の学内移動は大変といい、「料金も安くて助かります」と話した。

貸し出し対象は筑波大生を想定しているが、一般も可。筑波大学の校章などが入った大学公認の自転車の販売もしている。問い合わせはサイクルシックつくば（029・886・8682）へ。

****

[11] *温暖化対策関係*

◇二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第 1301 号）

［官報］ 令和４年 12 月 28 日　本紙　第 888 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221228/20221228h00888/20221228h008880005f.html

○国土交通省告示第 1301 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十七条第一項第七号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年 12 月 28 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部を改正する告示

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千五百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶の対象範囲を定める告示 （検査規則第一条の二十三第一項第三号の国土交通大臣が定める船舶）	二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示
第一条　（略） （技術基準省令第四十七条第一項第六号の国土交通大臣が定める船舶）	第一条　（略）
第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基　準省令」という。）第四十七条第一項第六号の国土交通大臣が定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一～四　　（略） （技術基準省令第四十七条第一項第七号イの国土交通大臣が定める船舶）	第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十七条第一項第六号の国土交通大臣が定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一～四　　（略）
第三条　技術基準省令第四十七条第一項第七号イの国土交通大臣が定める船舶は、前条各号に掲げる船舶とする。 （技術基準省令第四十七条第一項第七号ロの国土交通大臣が定める推進機関）	（新設）
第四条　技術基準省令第四十七条第一項第七号ロの国土交通大臣が定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。ただし、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船及び専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶に取り付けられるものにあって	（新設）

は、この限りでない。 一　電気推進機関 二　主機にタービンを使用する推進機関	

附　則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

◇再生エネ、雇用1270万人　気候変動で転換加速、2021年

＜共同通信　2022年12月29日＞　https://www.47news.jp/news/8753068.html

太陽光や風力など再生可能エネルギー関連の雇用が世界で拡大を続け、2021年に1270万人に達したとの報告書を国際再生可能エネルギー機関（IRENA）と国際労働機関（ILO）が29日までにまとめた。世界各地で異常気象が相次ぐなど、気候変動による被害の大きさがより鮮明になり、脱炭素社会に転換する動きが加速していると指摘した。

報告書によると、12年の再生エネ分野の雇用は世界で730万人だったが年々増加し、21年は新型コロナウイルス流行の影響が残る中、前年から70万人増の1270万人に達した。最多は430万人の太陽光で、バイオ燃料、水力、風力が続いた。

◇メタン削減、日本が主役に　ガス輸入大国の責任、米環境団体の提言

＜朝日新聞　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDX4J9CQDRUHBI00D.html

米国の環境保護団体「EDF」は今月、気候変動対策で注目されている温室効果ガスの一つ「メタン」の削減について、日本が果たす役割の重要性を示す報告書を発表した。「日本は業界全体のメタン排出削減を加速させる可能性を持つ」と指摘している。どういうことなのか。

メタンは温室効果ガスの一つ。大気中にとどまる期間は二酸化炭素（CO2）に比べて圧倒的に短いが、CO2 の数十倍の温室効果がある。特に石油や天然ガスなど化石燃料の産出の際に空気中に放出されている。

報告書では日本が世界の天然ガスの主要な輸入国であることに注目している。海外で合弁会社を設立してガス開発をしている日本のガス会社や商社にはメタン排出の正確な報告を求めたり、天然ガスの輸入業者にメタン削減に取り組んでいる相手との契約を優先させたりすることを提言している。

日本のような化石燃料の輸入…

◇天ぷら油を航空燃料に　脱炭素化へ、原料「争奪戦」

＜時事ドットコム　2023 年 1 月 1 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2022123100232&g=eco&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

「使い終わった天ぷら油で空を飛べる社会を」―。航空機の二酸化炭素（ＣＯ２）排出量を抑制する流れが世界的に広がる中、天ぷら油などの廃食油を原料に低炭素の航空燃料を造ろうとする国内企業の動きが２０２３年は本格化しそうだ。ただ、高品質な日本の廃食油を巡っては、既に海外燃料大手が大量調達を進めており、取引価格も急騰。「争奪戦」の様相を呈している。

鉄道などと比べＣＯ２排出量が多い航空機での移動は近年、「飛び恥」などと欧米中心に批判が拡大。国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）は２２年秋、国際線の航空機が排出するＣＯ２を５０年までに「実質ゼロ」とする目標を設けた。切り札とされるのが、廃食油などを原料とする「持続可能な航空燃料（ＳＡＦ）」だ。日本政府は３０年に国内航空会社の使用燃料の１０％をＳＡＦに置き換える計画だが、現状では欧米数社からの供給に頼らざるを得ず、「安定調達には国産化が不可欠」（航空大手）とされる。

こうした中、日揮ホールディングス（ＨＤ）は、コスモ石油、バイオ燃料製造レボインターナショナルと共に堺市にＳＡＦ製造プラントを新設し、２４年度にも生産を始めて年約３万トンの供給を計画している。

カギを握るのが原料となる廃食油の確保だ。日揮ＨＤなどは三菱地所と協力し、２３年３月から同社の商業施設の飲食店から出た廃食油の提供を受ける予定だ。既に関西国際空港などを運営する関西エアポートからも提供を受けている。今後は堺市との連携も検討し、家庭からの回収も視野に入れる。日揮ＨＤ担当者は「多くの企業

や市民の方に興味を持ってもらい、取り組みを広げていきたい」と意気込む。

ただ、廃食油確保では、海外勢が先行している。業界団体の全国油脂事業協同組合連合会によると、２１年度は事業系廃食油の３割に当たる１２万トンが輸出に回り、１７年度（６万トン）比で倍増した。輸出価格も上昇し、直近の２２年１１月は１キロ当たり約１９０円と、２年前の水準（８０円程度）の２倍超となっている。

主な供給先とされるのが欧州の再生可能燃料大手ネステ。２３年末までにＳＡＦの生産を年約１０万トンから約１５０万トンに増やす計画だ。

海外企業が勢いを増す中、日本では廃食油の国内での活用を促すため、「国による支援が必要」（業界関係者）との声が上がる。また、従来廃食油は大半が飼料原料に再利用されてきたことから、供給の偏りを防ぐ仕組みが必要との指摘もある。

◇岩谷産業、水素バーナーを発売　選べる混焼比率で移行促す

＜共同通信　2022年12月28日＞　https://www.47news.jp/news/8749129.html

岩谷産業は28日までに、燃料に水素を使い、二酸化炭素（CO2）の排出を抑える産業用バーナーを発売した。通常の燃料である都市ガスやLPガスに水素を混ぜて使用する。水素の量を0～100％の範囲で調節できるのが特長。水素は価格が高いのがネックで、コストに合わせた段階的な移行に対応する。

住友電気工業の子会社、サンレー冷熱（大阪府枚方市）と共同開発した。乾燥炉や加熱炉など工業炉での使用を想定している。水素の混焼比率は部品交換無しで切り替えられる。水素は燃焼速度が速く火炎温度が高いため扱いづらいが、独自の構造で高い安全性を実現した。価格は税別600万～900万円。

****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇地震火山観測研究計画（令和 6～10 年度）の実施機関の募集について

＜文部科学省　2022 年 12 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnSadan1Jp186bF

◇再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始します

＜経済産業省　2022 年 12 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221228001/20221228001.html?from=mj

---

[公募結果、意見募集結果]

◇学校保健安全法施行規則の改正に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

＜文部科学省　2022 年 12 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnSadan1Jp186bK

****

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催記録、報告、資料等]

・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第 7 回）配布資料　　12 月 26 日

＜文部科学省　2022 年 12 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnSadan1Jp186bG

1. オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
2. その他

****

[14] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・インフルエンザに関する報道発表資料

＜厚生労働省　2022 年 12 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3es0GY0Yy9UjEMBY

・インフル、全国で流行開始　2019年以来

＜共同通信　2022年12月28日＞　https://www.47news.jp/news/8749909.html

厚生労働省は28日、全国約5千の定点医療機関で1週間に報告されたインフルエンザの患者数が1医療機関当たり

1.24人となり、流行開始の目安となる1人を超え、流行入りしたと発表した。全国での流行入りは新型コロナウイルス流行前の2019年11月以来。新型コロナの流行が始まってからは感染症対策が進んだことなどからインフルエンザは下火となっていた。

厚労省によると、青森や岩手、東京、神奈川、富山、熊本で既に流行入りしていた。

・鳥インフル、過去最多に　千葉の養鶏場で感染確認

＜産経ニュース　2023 年１月３日＞

https://www.sankei.com/article/20230103-RO6WGKHPV5K6XJXYHHQ4CSG3LQ/

千葉県は３日、旭市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザの疑い例について、遺伝子検査の結果、高病原性の感染が確認されたと発表した。飼育する採卵鶏約１万羽を殺処分する。県によると、今シーズン、国内の養鶏場などでの鳥インフルエンザ発生事例数は、過去最多を更新した。

２日に養鶏場の農場主から「３０羽の鶏が死んでいる」と連絡があった。県は、養鶏場から半径１０キロ以内で飼育されている鶏など約３１０万羽の搬出を制限した。

◇*薬物関係*

・NY大麻合法化で初の販売店開店　税収・雇用の増加期待

＜共同通信　2022年12月30日＞　https://www.47news.jp/news/8756473.html

米東部ニューヨーク州が2021年春に嗜好用大麻の使用や所持を合法化したことを受け、ニューヨーク市中心部マンハッタンに29日、州の認可を受けた初の販売店が開店した。21歳以上が購入でき、約85グラムまでの所持が認められている。

州や市当局は、新たな市場創出による税収や雇用の増加を見込む。ニューヨーク市のアダムズ市長は「合法的な大麻市場は、ニューヨークの経済回復に大きく貢献する可能性を秘めている」と期待を示した。

米国では近年、州レベルで大麻の合法化が進んでいる。全 50 州のうち約 20 州と首都ワシントンで娯楽目的の大麻使用が認められている。

****

[付録]

◇エール大学の実験室で学生死亡事故

＜Nature ダイジェスト　Nature Japan　2011 年 4 月 21 日＞　バックナンバーアーカイブ

https://www.natureasia.com/ja-jp/ndigest/v8/n7/%E3%82%A8%E3%83%BC%E3%83%AB%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%81%AE%E5%AE%9F%E9%A8%93%E5%AE%A4%E3%81%A7%E5%AD%A6%E7%94%9F%E6%AD%BB%E4%BA%A1%E4%BA%8B%E6%95%85/36554

A death in the lab

＜Richard Van Noorden, *Nature* (2011-04-21)＞ https://www.nature.com/articles/472270a

名門エール大学の機械工作室で、痛ましい学生の死亡事故が起こった。これを契機に、安全対策を強化するよう大学への圧力が増しているが、反応はかんばしくない。

4 月 13 日未明、エール大学（米国コネチカット州ニューヘイヴン）のスターリング化学研究所に所属する学部生数人が、機械工作室でショッキングな光景を目撃した。同じ学部生 Michele Dufault（22 歳）の髪が旋盤に絡みつき、そこに横たわっていたのだ。死因は窒息死とされ、Richard Levin 学長は「正真正銘の悲劇」と述べた。

事故の数日後、連邦政府の安全衛生担当官が調査を始めた。細かな情報が不足しているものの、Dufault が旋盤の取り扱いに不慣れだったという事情はなかったことが判明している。物理学を専攻する学友の Joe O'Rourke によれば、彼女は研修を受けており、何度も安全に旋盤を操作していた。しかし、当日の彼女は、夜遅くまで実習を行っており、おそらく１人で作業していたと思われる（エール大学側は、この推論を積極的には確認していない）。機械工作室ではこうした状況は珍しくない、と O'Rourke は話す。

事故の報を受けて、米国全土の研究所長や安全管理者は、直ちに、機械工作室での作業手順に関する方針の再点検に着手した。その過程で、今まで表立ってこなかった重要な懸念が浮かび上がった。それは、研究の自由と安全な作業環境との間に絶えず存在する緊張関係だ。2 年半ほど前も、別の大学の実験室で死亡事故が起こり、注目を集めた。今回と似た反省が行われたのだが、改革は遅々として進んでおらず、その裏側にも、今回と同じ緊

張関係が存在している。

2008 年も押し詰まった 12 月 29 日、研究助手 Sheharbano Sangji（23 歳）は、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA；米国）の実験室で発火事故に遭った。ひどいやけどを負い、それがもとで 18 日後に死亡した。Sangji の死は、Dufault の場合と事情が大きく異なっていたが、同大学には連邦法に基づいて罰金が科せられ、学内での安全対策が大幅に強化された。UCLA は、2011 年 3 月 30 日に安全に関する新しい取り組みを発表し、「実験室安全センター」も新設した。この機関は、米国で初めて安全対策の有効性を測定し、安全への取り組み方を改善するものと呼び声が高い。このように、Sangji の事故は、米国全土で安全基準の向上を求める動きの象徴となった。

しかし安全衛生の専門家によれば、これほどの注目を集めたにもかかわらず、実験科学者やラボヘッドの行動や姿勢には、さほどの変化は見られないという。彼らこそ、安全風土を向上させる上で最も良い位置にいるはずなのに、である。UCLA の James Gibson 環境衛生安全部長は、研究代表者の態度を変えさせるのは非常に難しい、と打ち明ける。米国には、単独で作業を行い、適切な監督を受けず、適切な保護具も用いない研究者が非常に多いのだ。「安全よりも学問の自由を優先させる場合の方が多いのです」と Laboratory Safety Institute（米国マサチューセッツ州ナティック）の Jim Kaufman 所長は話している。

化学実験室に集まる注目

以上の懸念はすべての学問分野にいえる話だが、化学実験室での事故については、近年、非常に厳しく精査されている。Sangji の死から 1 年後、テキサス工科大学（米国テキサス州ラボック）で化学専攻の大学院生 Preston Brown が、危険度の高い実験で左手の 3 本の指を失った。推奨量の 100 倍のニッケルヒドラジン過塩素酸塩の塊を粉砕していたところ、突然爆発したのだった。

この事故では、通常は精油所の爆発など大規模な産業事故を調査している化学物質安全性調査委員会（CSB）が乗り出すという異例の展開となった。CSB は、史上初めて、大学実験室の安全性審査を行うことを表明したのだ。CSB の Rafael Moure-Eraso 委員長は、2010 年 8 月にマサチューセッツ州ボストンで開催された米国化学会の会議で、CSB が、2001 年以降の約 120 大学の化学実験室における事故に関するマスコミ報道を収集し、「米国の大学における安全対策には、大いに改善の余地がある」という結論に達したと発表した。

懸念が特に化学実験室に集まっている理由は、ほかの科学分野であれば、危険な実験手順にはもっと詳細な安全プロトコルが定められているからだ、とエール大学の Peter Reinhardt 環境衛生安全部長は説明する。「放射性物質や生体材料を用いる実験は、もっと厳しく規制されています。そうした規制が大きく欠落しているのが実験室内の有害化学物質なのです」。Dufault の事故が起こる前のインタビューで、Reinhardt は、このように *Nature* に語った。

マサチューセッツ工科大学（米国ケンブリッジ）の化学科で安全衛生委員会の委員長を務める有機化学者 Rick Danheiser も同じ考えで、一部の実験室における安全基準は緩すぎると指摘する。しかし、「その一方で、非常に強力な安全管理計画を定めた化学科もあり、その両極端の間に、さまざまな程度の安全基準を定めた研究室が存在しているのです」と話している。

コンサルタント会社 Advanced Chemical Safety（米国カリフォルニア州サンディエゴ）の Neal Langerman 社長は、この問題をもっと深刻にとらえている。彼は、2009 年に *Journal of Chemical Health and Safety* に掲載された意見記事の中で、「ほとんどの大学の実験室は、実習や研究の場としては安全でない、という結論に達した」と述べている。今、彼は、最近の複数の事故にもかかわらず、安全に対する化学者の姿勢に有意な変化が見られないと話す。

米国では 1970 年代に多くの労働衛生関連法規が定められ、また連邦政府の新しい監視機関「職業安全衛生管理局（OSHA）」が設置されて、研究者はそれまでより格段に安全な環境で研究が進められるようになった。1991 年には、OSHA が各化学実験室における「化学衛生計画」の策定、すなわち安全プロトコルと緊急時対応手順を詳しく定めたハンドブックの作成を推奨する規則を定めたことで、安全度はさらにアップした。ただし、こうした規則の遵守を強制する検査は、まれにしか行われていない。

労働統計局によると、科学研究開発業務における記録可能な事故発生率は、2003 年には常勤従業員 100 人当たり 2.1 人だったのが、2009 年には 1.2 人に減った。しかし、政府は、大学実験室に絞って、重大事故やヒヤリハット事例の追跡調査を行っていない。「特に裏付けはないのですが、大学実験室の方が産業界よりも事故の発生頻

度が高く、重大事故の発生頻度も高いとほとんどの人が考えています」。こう説明するのは、全米アカデミー化学技術委員会のDorothy Zolandz部長だ。

産業界には権力の階層が明確に存在し、経験不足の学生は少なく、経営部門に対する説明責任を負っているため、産業界の方が、学界よりも高い安全基準を維持しやすい立場にある。このことは多くの研究者によって指摘されている。学界と産業界で最も異なっているのは、単独で作業するかどうかだ。昨年、米国化学会が実施したアンケート調査によれば、実験室で単独で作業することが多い、あるいは時々単独で作業すると回答した割合は、教員で70.5%、大学院生で52.1%だった。産業界ではこうした単独作業は禁じられている。

実験室の安全性は、定期的な検査以外の要素にはるかに大きく依存していることが、安全管理者と経験豊富な化学者によって指摘されている。重要なのは、グループの研究リーダーが実験室内で科学研究を行う者全員に対して、その安全に明確な責任を負うことであり、研究者が本能的に安全を第一と考える風土を築きあげることだ、とインペリアル・カレッジ・ロンドンのTom Weltonは語る。

2010年11月には、実験室の安全性に関する米国学術研究会議が開催されたが、そこで示された証拠は、Weltonの指摘を裏付けている。世界有数の化学品メーカーArkema社（本社フランス・コロンブ）の労働安全部のマネジャーRon Zanoniは、2004年の調査によって、同社の米国内の事業所でのけがの発生率が年間0.8～7.8件の範囲内にあったことを明らかにした。この発生率の差は、それぞれの事業所における作業上の関係とトップダウンによる経営者の関与とよく相関していた、とZanoniは説明した。また、成績不良の実験室で安全確保のためのリーダーシップを改善したところ、2007年までにけがの発生率が減った。

大学自らが安全への見方を変えるべき

UCLAでの事故で明らかになったように、キャンパス内では死者が出ても、研究者の物の見方を変えるのは難しい。この2年間にUCLAでは、実験室の安全に関する規則が強化され、研修と検査を充実させた。しかし、新設された実験室安全センターの理事会メンバーの1人であるNancy Wayne教授（生理学）は、「UCLAの研究者は、管理体制の強化を必ずしも評価しているわけではありません。環境検査担当者のことを安全水準の向上を目指すパートナーではなく、『警察』ととらえていることがあるのです」と説明する。また、Gibsonは「風土を変えるのは、本当に長期的な課題になると思います」と話している。難燃性の実験用白衣の必要性に疑問を挟む教授さえいる、とGibsonは嘆く。Sangjiの事故における状況を考えれば、実に皮肉なことだ。

事故当時、Sangjiは、反応しやすいt－ブチルリチウムをボトルから注射器で吸い出そうとしており、t－ブチルリチウムが突然発火して、Sangjiの衣服に引火した。その時、彼女は実験用白衣を着ていなかったのだ。その後、労働安全衛生局のカリフォルニア支部は、UCLAに安全基準違反があったとして、約7万ドル（約560万円）の罰金を科した。Sangjiの上司だったPatrick Harranは、*Nature*のインタビュー要請に応じていない。ロサンゼルスの地方検事は、現在もSangjiの事案を検討中で、HarranやUCLAを起訴するかどうかは決まっていない。もし起訴されて有罪判決が下れば、「直ちに規則が塗り替わります。誰かに大けがを負わせれば、重罪で起訴される可能性が生じるのです」とLangermanは話す。

英国では、起訴される可能性が、変化をもたらす強力な誘因となった。今から約25年前にサセックス大学（英国ブライトン）の化学実験室で爆発が起こり、金属片が学生の腹部に命中した。この学生は、のちに回復したが、英国政府の安全衛生局が、サセックス大学に過失があったとして、同大学を告訴した。この事故が、英国での安全基準に大きな影響を与えた、とWeltonは説明する。今日では、英国の研究者は、それぞれの実験を行う前にリスク評価書を作成しなければならない。これは、米国では義務づけられていない。

「やや公正さに欠けると思われても、教授を1人処罰すれば、本当に学界全体を変えることができると私は思います」。こう語るのは、米国の産業界の合成有機化学者で、化学物質の安全性に関するブログを主宰するChemjobberという名のブロガーだ。これに対しては、研究助成機関も何らかの役割を果たしうる。例えば、CSBは、研究助成金交付申請において、特定の安全研修の受講を要件とするような勧告を検討している。

「長期的にみれば、こうしたCSBの勧告、OSHAが新たに制定する可能性のある実験室基準や米国化学会からの情報提供が、規制環境を変えていくと考えられます」とLangermanは言う。しかし、科学者は、こうした変化を待たずに、自ら安全に関する取り組みを行うべきだと彼は付け加える。

「学術機関の研究者には、企業の研究者に認められていない独自の自由があります。学術機関の研究者は、この独自の自由を維持するために行動する『独自の責任』を負っているのです」。

◇「ゆるい職場」は悪か？若手・上司に知ってほしい“キャリア不安”の解決策

＜BUSINESS INSIDER JAPAN　2023年1月2日＞　https://www.businessinsider.jp/post-263851

最近にわかに話題になっている「職場がゆるすぎて離職する若者たち」。

Business Insider Japanではいち早くこの現象を取り上げ、「ホワイトすぎて離職？働きやすいのに“不安”な理由」、「若手の離職リスクを高める『いい上司ばかり』の職場」などの記事を掲載してきました。

広まりつつある「ゆるい職場」は本当に「悪」なのか？上司は、若者は、どう向き合えばいいのか？

2022年12月に『ゆるい職場―若者の不安の知られざる理由』を刊行した、リクルートワークス研究所主任研究員の古屋星斗さんと共に、「ゆるい職場」時代を生きるための処方箋を考えます。（聞き手・横山耕太郎）

大企業若手の3割「職場がゆるい」と回答

――「ゆるい職場」とは、どんな職場のことでしょうか？

働く若者の能力や期待に対して、著しく仕事の負荷が少なく、やりがいや成長の機会が乏しい職場です。上司や先輩からのフィードバックが乏しいと感じてしまう職場でもあります。

リクルートワークス研究所が、大企業に務める入社1年目から3年目の若手を対象にした調査では、「ゆるい職場ですか？」という質問に対し、36％が「あてはまる」または「どちらかと言えばあてはまる」と回答しています。

大企業の若手は3人に1人以上が、職場がゆるいと感じているのが実態です。また職場のことを「ゆるい」と答えた若手は短期的な就業継続意向の割合が高いこともわかっています。

――なぜ「ゆるい職場」が生まれたのでしょうか？

「ゆるい職場」が生まれたのは2015年以降のことです。

当時の背景として、いわゆる「ブラック企業」に対する批判がありました。2013年にはユーキャン新語・流行語大賞トップテンにも入っています。

若者の働き方に関してエポックメイキングな出来事となったのが、2015年、若者雇用促進法の施行です。

この法律によって、平均の残業時間や、有給休暇の取得率など労働環境に関する情報公開が義務付けられました。

また2019年には働き方改革関連法、2020年にはパワハラ防止法が施行されます。

こうして法整備が進むなかで、無駄な残業をなくそう、有給休暇を取れるようにしようなどのインセンティブが生まれたことで、若者を取り巻く職場環境は徐々にですが確実に良いものに変わってきました。

こうした近年の職場環境の変化は、「職場の雰囲気が変わったから」とか、「若者の価値観が変わったから」などフワッとした話ではないのです。法律が変わったことに起因する構造的な話なのです。

「ゆるい職場」は悪なのか？

――「ゆるい職場」の課題として、若手の離職があります。若手の離職を考えると「ゆるい職場」の誕生は悪いことなのでしょうか？

勘違いはしないでほしいのですが、労働環境が改善し「ゆるい職場」が生まれたことは、間違いなく評価すべきことです。

ただ急激な環境の変化によって若者たちは、「このまま働いていて一人前になるのか」「この職場にいるとどんどん周りと差をつけられてしまうのではないか」と不安に思う人が増えているのも事実です。経営者や管理職からは、「なぜこれほど労働環境を良くしたのに、うちの若手は離職するんだ」という声を本当にたくさん聞きます。

――なぜ若手社員は「ゆるい職場」で不安を感じてしまうのでしょうか？

研究結果によると「職場での仕事の量の多い・少ない」は、成長実感にはあまり関係がありません。成長実感と関係があるのは、労働時間の多さなどの仕事の量ではなく、質です。

仕事の質とは、具体的に言うと、仕事の難易度が昨日よりもちょっと高いなと感じるとか、新しく覚えることが多いなと感じることです。

若手社員が「ゆるい職場」で不安を感じてしまうのは、任される仕事の質に課題があると言えます。

飲み会では「不安」は消えない

――そんな若手の不安を解決するために、飲み会に誘うのは効果的でしょうか？

コミュニケーションを図ることは大事です。ただ、飲みに行ったとしても、若者の不安は解消されません。

確かに、上司や先輩と飲みに行って愚痴を言ったりすると、「不満」は解消できるかもしれません。でも、「不安」や焦りは全く解消されない。
私たち現在35歳前後の世代の若手時代でも、土日に忘年会・新年会の準備をしたり、出し物の練習したり、仕事終わりに深夜まで先輩・上司と飲みに行って、武勇伝を聞くと言うことも当然のようにありました。
さらに上の世代でも、OJTや同じ釜の飯を食う式で育成されてきた部分があるのですが、すごく残酷な言い方をすると、もはや上司は若者たちのロールモデルにはなり得ません。
今の日本の上司の方は、自分達が育ってきたやり方で部下を育てられないという難しさに直面しているともいえます。

若手育成は「職場の外」で

――今までと同じ若手育成ができないとなると、どうすればいいのでしょうか？
人材育成という観点では「職場の外の場」を使う会社というのが、次の時代に「人で勝つ会社」になっていくと思います。
具体的には外部のキャリアコンサルタントと協力したり、若手が副業や兼業をしたりすることで、みんなで寄ってたかって若者を育てる時代になってきています。
――とはいえ、副業解禁で離職してしまうと、会社にとっては痛手だと思います。
離職を防ぐために副業を禁止するなど、囲い込みはむしろ逆効果の面があります。
確かに若手の離職防止ということだけが目標であれば、自社の内だけを見せていればいいかもしれません。
しかしイノベーションが必要とされている時代に、本当に求められているのは、「どんな職場でも活躍できるけれど、それでも自社が良いと言って残っている若手」ではないでしょうか。
副業先の会社の方が良いと、一定数の社員は会社を去って行くかもしれません。でも外を見て修行することで、本当に中核になるような人材が出てくるし、スキルを積んでまた戻ってくる「出戻り」の可能性もある。
私は自社の正式なメンバーではないけれど一定のエンゲージメントを持っている人材のことを「関係社員」と呼んでいますが、そんな関係社員を作っていく会社が、次の時代に人で勝つと思います。副業人材、OBOGなどのアルムナイ、インターンシップ経験者などさまざまな関係社員がいるはずです。

「ゆるい職場」は辞めた方がいいのか？

――副業が許可されていなかったり、成長できる機会が与えられていなかったりすることも少ないと思います。
「ゆるい職場」で成長を感じられない場合、転職した方が良いのでしょうか？
すぐに転職するのではなく、社内でもできるアクションがいっぱいあると知ってもらいたいと思っています。
これは知り合いの大手企業の入社3年目の方の話ですが、彼は上司からのフィードバックが不足していて、成長が感じられなかったといいます。
そこで、良いフィードバックもらえてるなと思う同期にヒアリングして、どんなフィードバックを、どんなシチュエーションでもらったかを箇条書きにして資料にまとめ、自分の上司にレクチャーしたそうです。
ちょっと我々世代からは想像できない話ですが、上司は彼に感謝していたそうですから上司の方も器が大きいです。
この話でもそうですが、成長や育成の「主語」が変わっているんです。企業が若者を育てる、上司が育てるではなく、「若者が上司を使って育つ」とか、「若者が会社を使って育つ」ということです。
若者も企業も、まだこの点をあまり認識できてないかもしれませんが、まさに今、大きな転換点を迎えています。

キャリアに必要なのは「仮決め」

――最後に「ゆるい職場」時代を生き抜くために、古屋さんが必要になると考えるキーワードを教えてください。
キーワードは「仮決め」です。
変化が激しい時代になり、キャリアを覚悟を決めて「本決め」する必要は、もうなくなってるのかなと思います。
必要なのは仮決めです。
自分が「こういうことに向いてるかもしれない」とか、「こういうことをやってみたい」とか、まずは仮決めしてしまう。そしてそれに向かってとりあえず進んでみる。ちょっと違うなと思ったら、また仮決めし直せばいいんです。
例えば営業職から、興味あるマーケティング職にいきなり転職するのではなく、副業で試すとか、オンラインス

クールでリスキリングしてみるとか、仮決めして体験することがまず大事だと思います。
私が言いたいのは、「決めない」という選択はしないでほしいということ。
決めないことは一番コスパが悪いのです。進みたい方向を決めて初めて、今の状況がラッキーだったりチャンスだったりするのか否かがわかりますから。
――「ゆるい職場」時代だからこそ、仮決めが必要になっているのでしょうか？
かつては会社がキャリアの「本決め」を全部やっていたのです。
あなたはこの職種で頑張りなさい、あなたは転勤して視野を広げなさい、あなたは将来幹部になるために今は海外に行きなさい……。これまでは、会社がそれを決めてたんですよ。
逆にいえば、以前の日本の職場においては、「仮決め」を個人の気持ちではできませんでした。
「ゆるい職場」時代は、個人の選択のタイミングが飛躍的に増える時代です。
不安を感じることは決して悪いことではなく、むしろ次の段階に進む前の準備運動のようなものだと、心理学者・チクセントミハイも言っています。
私たちもそうですが、何歳になっても「仮決め」を続けていく時代がきているのでしょう。新しい職場環境のなかで、仮決めをする主体となった若手をいかに応援しサポートしていくのか、もちろん私たち大人側も考え始めなくてはなりません。
古屋星斗…2011年、経済産業省に入省。2017年より現職にて、労働市場の分析を行うほか、若者の仕事やキャリアを検証し、次世代社会のキャリア形成を研究する。若者のキャリア支援を行う一般社団法人スクール・トゥ・ワーク代表理事も務める。

◇“クワイエットアワー”　少しずつ広がる取り組み
「クワイエットアワー」ということば、ご存じでしょうか。
＜NHK　2023 年 1 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230102/k10013935281000.html
音や光に敏感な感覚過敏という症状がある人が過ごしやすいよう店舗や施設の音や照明を調整する時間のことです。
いま、ドラッグストアやレジャー施設などで、苦手な状況がある人も利用しやすい時間を作ろうという取り組みが少しずつ広がっています。
毎週 1 時間ドラッグストアで
このうちドラッグストア、「ツルハドラッグ」の一部の店舗では、毎週土曜日、開店する 9 時から 1 時間、BGM を止めたり、照明を暗くしたりしています。
2019 年に札幌市の店舗からスタートし、いまでは宮城県や新潟県などあわせて 23 の店舗で行われています。
取り組みを知った人から本社に電話が来ることもあり、去年の暮れにも「音や光が苦手な娘が仙台市で 1 人暮らしをしている。実施している店舗の場所を知りたい」などという電話があったということです。
休園日を活用した“静かな動物園”
また愛知県豊橋市の豊橋総合動植物公園では、2020 年から毎週月曜日の休園日を活用して、障害などで人混みが苦手な人たちに園を利用してもらう取り組みをしています。
きっかけは利用者から「自閉症の家族が人混みが苦手で楽しむことが難しい。何かいい方法はないか」と相談を受けたことでした。
休園日なら静かな環境で動物を見ることができると考え、利用者を登録制にして、申請があれば園を開くことに。
令和 3 年度には 53 人が登録し、のべ 102 人が利用しました。
園には「楽しく家族で過ごすことができました」といった声が寄せられているということです。
“音のない水族館”
北海道小樽市のおたる水族館も去年 2 回、館内に BGM などを流さない「音のない水族館」というイベントを実施しました。
イルカのショーではマイクを使わず、演技の説明を大きなボードにまとめて掲げ、来場した人がわかるよう工夫したということです。
今月も 11 日に「音のない水族館」を開催する予定です。

また商店街でも、各店に協力を呼びかけて週に１回ほどクワイエットアワーを実施しているところもあります。苦手な状況がある人の不安を取り除き、利用しやすい時間を作ろうという取り組みが少しずつ広がっています。
********** 以上 **********